富士箱根伊豆国立公園"富士山がある風景100選"運用規程

環境省関東地方環境事務所箱根自然環境事務所

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を北端として富士火山帯に属する各種火山地形や温泉、変化に富む海岸線や島嶼からなる火山国日本を代表する国立公園として指定され、平成28年2月1日に指定80周年を迎えたことから、富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)では、これを記念して特に日本のシンボルでもある富士山の魅力「優れた風景と自然、それに根差した文化」をより感じていただけるような展望地を選定し、これを決定した。

富士箱根伊豆国立公園が誇る美しい自然と富士山、ダイヤモンド富士などの特徴的な風景、浮世絵等の芸術作品の題材となった風景等の素晴らしさを多くの人々に知ってもらい、この地域の優れた自然風景の保護と適正な利用に向けた活動の促進を図ることを目的とした事業として、"富士山がある風景100選"を定める。

この事業の適正な実施を確保するために、運用規程を以下のとおりとする。

(趣旨)

第1条 本規程は、富士山の展望地において運用する"富士山がある風景100選" の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 "富士山がある風景100選"は、国内外の観光客に、富士山を東西南北から、山・海・湖などの多様な自然景観とともに、そして文化的な資源とともに眺望することにより、日本の自然やそこに息づく文化を深く感じてもらうことを目的とする。

(定義)

- 第3条 本規程が対象とする"富士山がある風景100選"の運用は、別途定める ガイドラインに沿ったものとする。
 - 2 使用者は、ガイドラインに疑義が生じたとき、ガイドラインにより難い事 由が生じたとき、あるいは別添ガイドラインに記載のない細部については、 箱根自然環境事務所等と相談して運用する。

(使用できる者)

第4条 "富士山がある風景100選"を使用できる者は、実行委員会に所属した機関(以下、「関係機関」という。)および本規程の目的に賛同し、関係機関とともに事業を行う団体とする。

(規定の履行)

第5条 "富士山がある風景100選"を使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの運用規程を履行しなければならない。また、名称を付した物件(印刷物や標識等)に関し、事故、苦情等が発生した場合、名称の使用者は誠意をもって必要な措置を講じること。

(改善の指示等)

第6条 運用規程に従わない使用に対し、箱根自然環境事務所は改善や使用の差し 止めを指示することができる。この場合、運用規定に従わない使用をしてい た者に損害が生じても、箱根自然環境事務所はその責めを負わない。

(権利)

第7条 "富士山がある風景100選"に関する一切の権利は、関係機関に帰属する。

(その他)

- 第8条 この運用規程に定める事項について疑義が生じた場合又は、この運用規程 に定めのない事項で必要がある場合は、その都度箱根自然環境事務所と協議 のうえ定めるものとする。
 - 2 なお、前項の協議にあたり、箱根自然環境事務所は必要に応じて関係機関各位と協議することが出来るものとする。

(附則)

この規程は、平成29年3月30日から施行する。

(参考1)

富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業実行委員会所属機関

【富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業実行委員会 規約 第4条関係】

関東地方環境事務所、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、大島町、利島 村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、小田原市、南足柄市、 箱根町、湯河原町、富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴 沢村、富士河口湖町、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士 市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町

※なお、富士箱根伊豆国立公園指定 80 周年記念事業実行委員会は、平成 29 年 2 月 27 日の会合をもって、解散しました。

(参考2)

「箱根自然環境事務所等」とは

箱根自然環境事務所: 富士箱根伊豆国立公園に関すること。

富士五湖自然環境事務所 :山梨県の区域に係るもの。

沼津自然保護官事務所 : 静岡県沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、

伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡及び駿東郡の区域に係る

もの。

下田自然保護官事務所:静岡県下田市、賀茂郡の区域に係るもの。

伊豆諸島自然保護官事務所:東京都青ヶ島村、大島町、神津島村、利島村、

新島村、八丈町、御蔵島村及び三宅村の区域

に係るもの。

富士箱根伊豆国立公園 "富士山がある風景100選" 運用ガイドライン

- 1. 展望地にかかる説明等については次の各項を基本として、各展望地において支障がないように運用します。
- (1) ロゴサイン



(2) 簡潔な説明文書

"富士山がある風景 100 選"は、富士箱根伊豆国立公園指定 80 周年記念事業の一環で選定した富士箱根伊豆国立公園とその周辺地域の日本の自然と文化の魅力を感じ、富士山を臨む展望地です。

(3) "富士山がある風景 100選"の説明の記述

富士箱根伊豆国立公園は、平成28年2月に指定80周年を迎えました。これを機に、日本のシンボルでもある富士山の魅力をもっとお伝えするため、環境省と周辺の都県・市町村が中心となり、富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業の一環として、代表的な富士山の展望地を"富士山がある風景100選"として選定しました。特に富士山の魅力である「優れた風景と自然、それに根差した文化」をより感じていただけるような、富士箱根伊豆国立公園誇る美しい自然と富士山、ダイヤモンド富士などの特徴的な風景、浮世絵等の芸術作品の題材となった風景等の素晴らしさをご堪能ください。

(4) 展望地整備(再整備)にあたって

環境省の展望地の整備において整理した基本的な意匠や標識類デザインの雛形については随時提供するため、適宜参考にしてください。

- 2. 展望地の選定にかかる事項については次の各項を基本として運用します。
- (1) 選定された展望地は、別表「"富士山がある風景 100選"富士山展望地一覧」のと おりです。
- (2) 選定された展望地の供用が出来ない場合(一時的なものは除く)および次項に掲げる基本的な考え方に沿わなくなった場合については、選定対象から除外するため、 速やかに箱根自然環境事務所に報告してください。
- (3)選定に当たっての基本的な考え方は以下の通りとしています。
- <富士箱根伊豆国立公園とその周辺地域において>
- ①富士山が見えること。(必須)
- ②特徴的な展望地である。(以下のア~ウのいずれかに該当)
 - ア) 自然環境が優れている
 - ・国立公園の特別保護地区・第一種特別地域内。
 - ・国立公園の第二種・第三種特別地域内で特に優れている。
 - ・国立公園の普通地域内で特に優れており、他の資質も有している。
 - イ) 文化環境が優れている
 - 富士山世界文化遺産構成資産内・隣接地。
 - ・文化財の敷地内・隣接地で他の資質も有している。
 - ウ) 展望地として著名である
 - ・当該展望地からの景観が、著名な写真や絵画になっている。
 - ・当該展望地からの景観が、切手、紙幣に取り上げられている。
- ③展望が優れている。(判断材料)
 - ・特徴的な自然物や文化財と富士山が一緒に展望できる。
 - ・人工物が視野に入らない・展望の範囲が広い。
 - ・富士山を展望出来る日が年間 100 日以上。
- ④アクセスが容易であるまたはアクセスを楽しむことができる。(判断材料)
 - ・駐車場等から徒歩1時間以内でアクセスできる。
 - ・公共交通機関でアクセスできる。
 - ・標識等が整備されている。
 - ・展望地までの歩行が 1 時間以上であるが、歩行中に当該地に特徴的な自然環境を楽しむことができる。
- ⑤代表的な展望地である。(判断材料)
 - ・近隣に類似の展望地がない。
 - ・市町村のパンフレット・ホームページ等で富士山〇景というような形で取り上げられている。